

令和6年第1回東海村議会定例会行政報告等要旨

令和6年3月1日

令和6年第1回東海村議会定例会の開会に当たり、行政報告等を申し述べさせていただきます。

はじめに、「令和6年1月1日に発生した能登半島地震における被災地支援について」でございます。

改めまして、能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に対しまして、謹んでご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた全ての方々にお見舞い申し上げます。

村では、全国知事会からの要請により、1月28日から2月1日までの5日間、石川県能登町へ職員1名を派遣して住家被害認定支援を行ってきたほか、日本水道協会からの要請に基づき、1月14日から2月4日までの間で、延べ12名の職員を石川県志賀町の避難所等に派遣して、給水タンク車による応急給水活動を行ってまいりました。

また、東海中学校及び東海南中学校の生徒会の呼びかけから始まった募金活動は、村内の全ての小学校へと広がるとともに、教育振興大会会場やJR東海駅に出向いての積極的な活動も行われ、児童生徒と多くの村民からたくさんの義援金が届けられたところであります。さらに、東海村建設業協同組合からも義援金が届けられるなど、被災地を応援したいという支援の輪が各方面にも広がっていると感じております。

被災地の復旧・復興には継続的な支援が必要となりますので、今後も要請に応じて、避難所支援、罹災証明書発行や住家被害認定支援、応急給水活動に従事する職員の派遣や非常用トイレ・ダンボールベッドといった支援物資の提供など、出来得る限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、「神楽沢近隣公園の開園について」でございます。

「水と緑のレクリエーションの拠点」として、令和4年度から東海中央土地区画整理事業地内で工事を進めてまいりました神楽沢近隣公園でございますが、4月29日に開園する運びとなりました。公園の面積は2.6ヘクタールで、芝生広場やバスケットボールコートその他、長さ28メートルの滑り台などの遊具が設置されます。

この神楽沢近隣公園は、本村では初めてとなる施設等命名権・ネーミングライツを導入いたしますが、本年1月には、株式会社グルービーとの間でパートナー契約を締結し、公園の愛称を「グルービ^{もみ}一^き樎の木公園」と決定いたしました。

また、神楽沢近隣公園の管理は複数の事業者からなるコンソーシアム方式を導入し、指定管理者自らが公園施設を活用したイベントなどを企画できるものとしております。官民共創によるこれらの取り組みを足掛かりに、公園の魅力向上につながる施策を一層充実させていくとともに、この愛称が広く村民の皆さまに浸透し、愛着を持って幅広い世代に利用してもらえる公園となることを期待しております。

最後に、「東海村と県立東海高等学校とのフレンドシップ協定の締結について」でございます。

村では、東海高校と連携・協力しながら様々な取組みを展開してきたところですが、お互いの信頼をさらに高め、継続性のある密接で多様な関係へと発展させていくため、去る2月5日に「フレンドシップ協定」を締結いたしました。

この協定は、地域密着型の教育活動の展開や高校生のまちづくり参画により、高校や地域の魅力向上、これからの社会を担う人財を育成していくことなどを目的とした、県内自治体では初となる協定でございます。協定の締結式は高校の体育館において1・2年生の全生徒約300名が参加する中、協定書への署名のほか、私や校長先生に対する生徒からの質問コーナー、これまでの取組みを振り返るスライドショーの上映など、とても温かな雰囲気の中で開催することができました。

東海高校では、村の魅力を動画にする授業にも取り組んでおりますが、2月17日に開催された「いばらきの魅力を探究し発信する動画コンテスト “通称いばたん”」において、全300作品の中から東海高校の2作品が特別賞と自治体特別賞を受賞いたしました。また、今年度からスタートした「わかもの会議」へ東海高校生が数多く参加し、2月22日に行われた最終プレゼンでは “放課後や休日に気兼ねなく集える場・空間” などについて発表するなど、学内外において高校生の活躍の場が広がってきております。

昨年4月に「こども基本法」が施行し、若い世代のまちづくりへの参画が大変重要な政策課題になっておりますが、この協定を機に、東海高校を軸とした“わかもののまちづくり”を政策の柱に据え、高校生はもちろんのこと、中学生や大学生を含め、地元企業や地域も巻き込んだ“わかもののまちづくり”に取り組み、地域の活性化やシビックプライドの醸成を図ってまいります。

それでは、行政報告の案件を申し上げます。

報告第1号 寄附の受入れにつきましては、水戸ヤクルト販売株式会社 代表取締役社長 ^{ないとう}内藤 ^{まなぶ}学氏から、地域の福祉に貢献するため、保育遊具・用品8点の寄附の申出があり、これらを受け入れましたので、議会に報告するものでございます。

報告第2号から報告第4号までは専決処分の報告につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている損害賠償の額を定め、和解することについて、専決処分をいたしましたので、同法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

報告第2号は村が管理する子どもの遊び場から張り出した樹木が隣接地の物置等に接触して損傷させた件に関し、報告第3号は村道を走行中の車両に発生した物損事故の件に関し、報告第4号は職員が運転する公用車両が、民間会社が設置するゴミ集積

場に接触して損傷させた件に関し、それぞれ報告するものでございます。

以上で行政報告といたします。